

議 長	局 長	次 長	局長補佐	局長補佐	係 長	書 記

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和4年6月23日(木)					
会議時間	開会	午前11時48分	閉会	午後0時11分		
場 所	全員協議会室					
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優			
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平			
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄			
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男			
	議員 武田 ユキ子					
遅 刻	遅 刻 なし					
早 退	早 退 なし					
欠席委員	欠 席 なし					
事務局職員	八重樫事務局長、細川事務局次長兼商務係長、熊谷局長補佐兼調査係長、栃澤議事係長					
出席説明員	なし					
本日の会議に付した事件	(1) 追加付議事件等について (2) その他					
議事の経過	別紙のとおり					

一関市議会委員会条例第29条の規定により、ここに署名する。

委員長

議会運営委員会記録

令和4年6月23日

(午前 11 時 48 分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。
全員の出席ですので、これより議会運営委員会を開会します。
録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。
本日の件は御案内のとおりです。
1の追加付議事件等について事務局から説明させます。
八重樫事務局長。

事務局長 : 追加付議事件等について御説明いたします。
市長からの追加付議事件はありませんでした。
(1) 議案に対する質疑通告が、現在9件出てございます。
9人の方から通告があり、通告のあった議案は、議案名に関しては3ページの議事日程第5号(案)を御覧いただければと思います。
質問通告のあった議案は議案第54号、議案第55号、議案第60号、議案第64号、議案第65号の5議案でございます。
次に、(2) 討論通告であります。通告の締切日でありました昨日の正午までに2件の通告がありました。
請願第4号に対する賛成討論と反対討論が1件ずつでございます。
次に、(3) 委員会審査報告が1件ございます。
教育民生常任委員会に審査を付託した請願第4号の審査終了報告は審査結果を不採択とすべきものとの報告でございます。
次に、(4) 陳情であります。昨日正午までに受理した陳情は1件です。
件名、提出者は記載のとおりで、4ページに写しを添付しております。
陳情につきましては議場配付となります。
追加付託事件等につきましては、以上です。

委員長 : 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑を終わります。
次に、2の審議要領等について事務局から説明願います。
八重樫事務局長。

事務局長 : 審議要領等について、御説明申し上げます。
3ページの議事日程第5号(案)を御覧ください。

日程第1、請願第4号は、個別の議題とし、委員長の報告の後、質疑、討論、採決を行います。

なお、審査報告は不採択とすべきものとの報告です。

請願第4号については、2件の討論通告が出ております。

審査報告は不採択とすべきものとの報告でございますので、討論は請願に対して賛成の討論をまず行い、次に反対の討論を行います。

日程第2、議案第54号から日程第12、議案第65号までの11件は6月14日の本会議において上程した議案です。

まず、日程第2、議案第54号を個別の議題とし、質疑、討論、採決を行います。

次に、日程第3、議案第55号を個別の議題とし、質疑、討論、採決を行います。

次に、日程第4、議案第56号から日程第6、議案第59号まで、以上3件を一括議題とし、質疑、討論を行い、採決は個別に行います。

次に、日程第7、議案第60号を個別の議題とし、質疑、討論、採決を行います。

次に、日程第8、議案第61号から日程第10、議案第63号まで、以上3件を一括議題とし、質疑、討論を行い、採決は個別に行います。

次に、日程第11、議案第64号を個別の議題とし、質疑、討論、採決を行います。

次に、日程第12、議案第65号を個別の議題とし、質疑、討論、採決を行います。

次に、日程第13、議員の派遣についてお諮りいたします。

以上が、議事日程第5号（案）になります。

なお、2月22日の本会議において、産業建設常任委員会に付託になりました請願第1号、また、6月14日の本会議において総務常任委員会に付託になりました請願第5号、教育民生常任委員会に付託になりました請願第6号につきましては、付託された常任委員長から議長宛に会議期間後、なお審査を継続する旨の連絡があったところです。

審議要領等につきましては以上でございます。

よろしく御協議をお願いいたします。

委員長：質疑を行います。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

審議要領等については、ただいま説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、ただいまの説明のとおり運営することといたします。

次に、その他に入ります。

9月通常会議日程案について事務局より説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長：9月通常会議日程案について御説明いたします。

6ページの9月通常会議日程（予定）を御覧ください。

開会通知日を8月16日、火曜日とし、同日正午が会派別質問者通告締切りとなります。

また、正午から一般質問通告の受付開始となります。

一般質問通告締切りは8月18日、木曜日の正午となります。

また、この日までにヒアリングをしていただきますよう御協力をお願いいたします。

23日、火曜日、午前10時から議会運営委員会を予定しており、あわせて議案発送となります。

8月30日、火曜日に本会議を行い、引き続き決算審査特別委員会を開催します。

9月1日、木曜日、2日、金曜日、翌週の5日、月曜日の3日間が一般質問となります。

9日、金曜日、翌週12日、月曜日に決算審査特別委員会総括質疑、13日、火曜日と14日、水曜日が分科会となります。

15日、木曜日、16日、金曜日は、分科会記録調整のための休会となり、18日、日曜日が分科会の記録の発送予定となっております。

20日、火曜日に決算審査特別委員会を開催し、分科委員長報告となります。

翌21日、水曜日は午前10時から議会運営委員会を開催し、22日、木曜日は本会議最終日となります。

なお、この日程案はあくまでも予定でございますので、変更があり得ますので、あらかじめお含みおきいただきたいと思います。

以上です。

委員長：皆さんのほうから日程について質疑ございませんか。

千葉委員。

千葉委員：8月16日の正午が会派別質問者通告締切り、そして18日正午が一般質問通告締切りで、同日までにヒアリングを行うようにという話でありましたけれども、あまり早いではありませんか。

この辺について、説明をお願いしたいです。

委員長：この件につきましては、前の議会運営委員会が出た中で、3月の予算審査特別委員会の際でも今後こういう日程で、要は市政方針等をもっと早く出してほしいという要望もあった中で、最低3日ぐらいしか取れないというようなことで、ずっとこのような形の通常会議のスケジュールですけれども、改めてヒアリングを伸ばせないかという話ですよね。

八重樫事務局長。

事務局長：いずれ当局との打合せ、調整は数日程度あれば、あるいは可能かもしれませんので、その辺をこれから調整はしてみますけれども、ただ、これまでのやり方としては通常会議の2週間前から受付し、締切りを翌々日にするというところでやってきました。

本会議の日程が、8月30日が初日ということで決まっているものですから、単純に割り振りすればこのような日程になるということですが、そういったことの調整が可能かどうかは、当局のほうにそういった意見、要望があるということで話をするのは可能かと思えます。

ただし、1週間ずらすとかそういうレベルのものになると、全ての日程がずれてしまいますので、1日ずらしてくれないかというような格好のお話がありましたが、それでいいのであればその辺の話を当局のほうと交渉させていただきます。

委員長：千葉委員。

千葉委員：当初は2日間ということだったのだけれども、19日までというようになれば、3日間になりますから少し融通が利くのではないかと思いますので、ぜひ当局と調整をうまくいくようお願いしたいとこのように思います。

委員長：八重樫事務局長。

事務局長：昨年まで当局にいた身として、その辺の考え方といいますか、状態なのですけれども、実は議員からヒアリングした後に、御存じのとおり答弁書の作成に取りかかるのですけれども、木曜日になっているというのは、実は金曜日までにある程度のめどをつけてしまって、あとは土曜日、日曜日は休めないかというようなところもあるので、もしこれが金曜日になった場合には、やはりちょっと職員の負担がそれなりにありますので、その辺のところでは当局側が渋る可能性はやはりあるかと考えております。

委員長：いずれ、質問を予定している方については、早めにその辺を決めていただいて、ヒアリングの日程を取っていただくというお願いになるのかなという思いがありますので、よろしくをお願いします。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、次に議場、委員会室等における水分補給について、事務局より説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長：議場、委員会室における水分補給について、御説明申し上げます。

感染症や熱中症予防のために、議場、委員会において水分補給を可とすることについての御協議をお願いするものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策にも、適度の水分補給は有効とされているほか、厚生労働省では、熱中症予防のために1時間にコップ1杯程度の水分補給が望ましいとされております。

このため、全国的には徐々に本会議場での水分補給が開始されているところでございまして、最近では新型コロナウイルス感染症対策ということもあって、ここ数年で実施団体は徐々に増えている状況でございます。

ただし、いまだ少数ということで、県内他市での実施実績は今のところございません。

現在、本市議会の本会議は、会議規則第 154 条で議員は会議中はみだりに議席を離れてはならないと規定されていることから、水分の摂取が不足がちとなりこれにより体調を崩された事例も発生しておりますので、今後は、出席者の体調維持のため、会議中に自席で水分補給を行えるようにしてはいかかかというものでございます。

この場合、対象は、議場で開く本会議と特別委員会のほか、委員会室や全員協議会室で開催される委員会、分科会などほとんどの会議を考えてございます。

水分補給としての持込みは管理上、水とお茶に限定したいと思っておりますし、水分補給時以外は机の下などに保管することとし、マイボトル等、環境に配慮した容器の利用を心がけることとしてはいかかかと考えてございます。

また、持込みを可能とするのは、議員のほか、市長、副市長、部長等の説明員、議会事務局職員に及ぶものと考えてございます。

これに対して条例や規則の改正の必要は特にございません。

この場の決定で実施可能と考えてございます。

期間については、体調維持のためということで、通年での持込みを可としたいと考えております。

また、傍聴者につきましては、傍聴規則で傍聴席での飲食を禁止しているところでございます。

ただ傍聴者は出入りが自由でございますので、原則としてのどが渴いたときは傍聴席から退席いただいて水分補給をお願いすることにいたしますが、体調維持、体調不良の方については、水分補給を認める旨の貼り紙等をして実施をするというように考えてございます。

ここまでは、やる前提でのお話を申し上げましたが、会議規則第 151 条では、議員は議会の品位を重んじなければならないと規定されていることから、自席にて水分補給をする際、その点にも配慮をお願いしながらということと、実際その水分補給をすることによっての品位というものの考え方に関しては、それぞれ持ち合わせているものと思っておりますので、その辺の御協議をいただければと思います。

以上です。

委員長 : 休憩します。

(休憩 12 : 03 ~ 12 : 04)

委員長 : 再開します。

意見交換を行います。

千田委員。

千田委員：賛成します。

やはり体調が一番ですし、みだりに席を離れることができませんので、ただしテレビカメラなども入っていますので、あくまでもその品位を落とさないということで、各自にやってもらって、そしてもし不都合な点があればまた再度、こういうところは改善したほうがいいのではないかといいところがあれば、改善案を出すということで、一応導入するということに対して私はよろしいと思います。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、議場等で水分補給のためにそのようなものを持ち込むという事に対して、皆さん方に御了解を得たということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：それでは、今日の議会運営委員会で決まりましたので、明日の会議からということで、各会派で報告いただいて、議会運営委員会の中で決定したということで通知していただきますので、各会派に戻っても、その都度、そのことについて御説明願いたいと思います。

小野寺委員。

小野寺委員：要するに市販されているペットボトルではなくて、マイボトルみたいなものに入れてくるということか、それには関係なく市販されているものをそのまま持って来ていいということですか。

委員長：八重樫事務局長。

事務局長：できるだけそういうことです。

委員長：議長。

議長：議会の品位云々という話になってくるのですけれども、国会の本会議などでは、未だにタブレット端末などは使用しないわけですけれども、このペットボトルを可という今お話なのですけれども、品位の問題云々なのですが、議長席にはコップつきの水差しが用意されているものですから、コップに入れて飲むのですが、大抵、公の会議の場合、ペットボトルのほかにコップを用意されている場合が多いのですが、ない場合もあるという中で、先ほどカメラ云々という話がありましたけれども、ペットボトルを下に置いておくのはいいのですけれども、飲む際、こうやって直接飲むのですかね。

これ映った場合どうなのかなと、私は非常に危惧するのですけれども、それぞれ水筒

を持ってきてコップに入れて飲んで、またしまうというのであれば、今でもマイボトルの場合も直接飲むものが多いですから、その辺ところは、今回もう急遽このようにバタバタと、私も今日の議会運営委員会で話が出ることは知らなかったのですけれども、提案されましたので、皆さんの意見を聞いてからと思いましたが、私はまだ他市町村少数数というのは、やはりそういうところもあるのかな。

議場でペットボトルの水をごくごく飲んでいるのが、一関テレビなどを通じて映ると、やはりこれはあまり好ましくないのではないかなというように私は思っております。

エコノミー症候群云々という話がありましたけれども、これは議会とは直接関係ない話であって、普段の水分補給が重要であるということはこれはそのとおりでと思います。

議会は、長くても2時間、2時間半の中で休憩を入れてやっているわけですが、今回このような案を私は知らないまま今日出てきたのですけれども、ペットボトル云々という話が今出ましたので、その辺のところの配慮を十分にしてお進めさせていただきたいと、皆さんから異議がないようですので、議長からのお願いとしまして、非常にそこところは慎重にお願いしたいというように思っております。

私もマイボトルに持ってきて議長室で飲んでいますが、直接飲むタイプのものでありますから、その辺のところを2時間も我慢できないのかと言われてみると、云々という話もありますから、授業中に生徒、学生も飲んでいるかどうかは私は分かりませんが、その辺のところをよく慎重に皆さんに配慮をお願いしたいと思います。

委員長：千田委員。

千田委員：今、議長のおっしゃるとおりで、これはやはり見栄えが非常によくないと思うので、私もいつもマイボトルを持ってきているのだけれども、直接ではなくて、やはりコップに注いで、こういう形で飲むのであれば。

やはり直接飲むのはめぐさいと思うので、そこは良識に任せるし、それが例えば26人議員がいて、みんながペットボトルを持ってきて飲むということはないと思います。

持ってきても飲まない人がほとんどだろうと思いますし、もし本当に飲む方がいるかわからないかもしれませんが、ただ、そういうことも可能であると。

やはり私の同じ会派の方が2時間とかでそういった脱水症状で本当に具合が悪くなっていますので、そういった自分の体調を見ながら、ちょっと水分補給したいなというときはいいのではないかなと思います。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：以上で、意見交換を終わります。

ただいま、議長からそういった話がありましたが、いずれ議会運営委員会の中で、反対の方もいないようですので、議場への持込み、委員会等への持込みについては、可とするということを議会運営委員会で決定するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長　：異議ありませんので、やり方についてはそれぞれ品位を保ちながら、飲んでいただく
ということで、よろしくをお願いします。

そのほか皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長　：なければ、本日の議会運営委員会は終了いたします。

ありがとうございました。

（午後0時11分 終了）